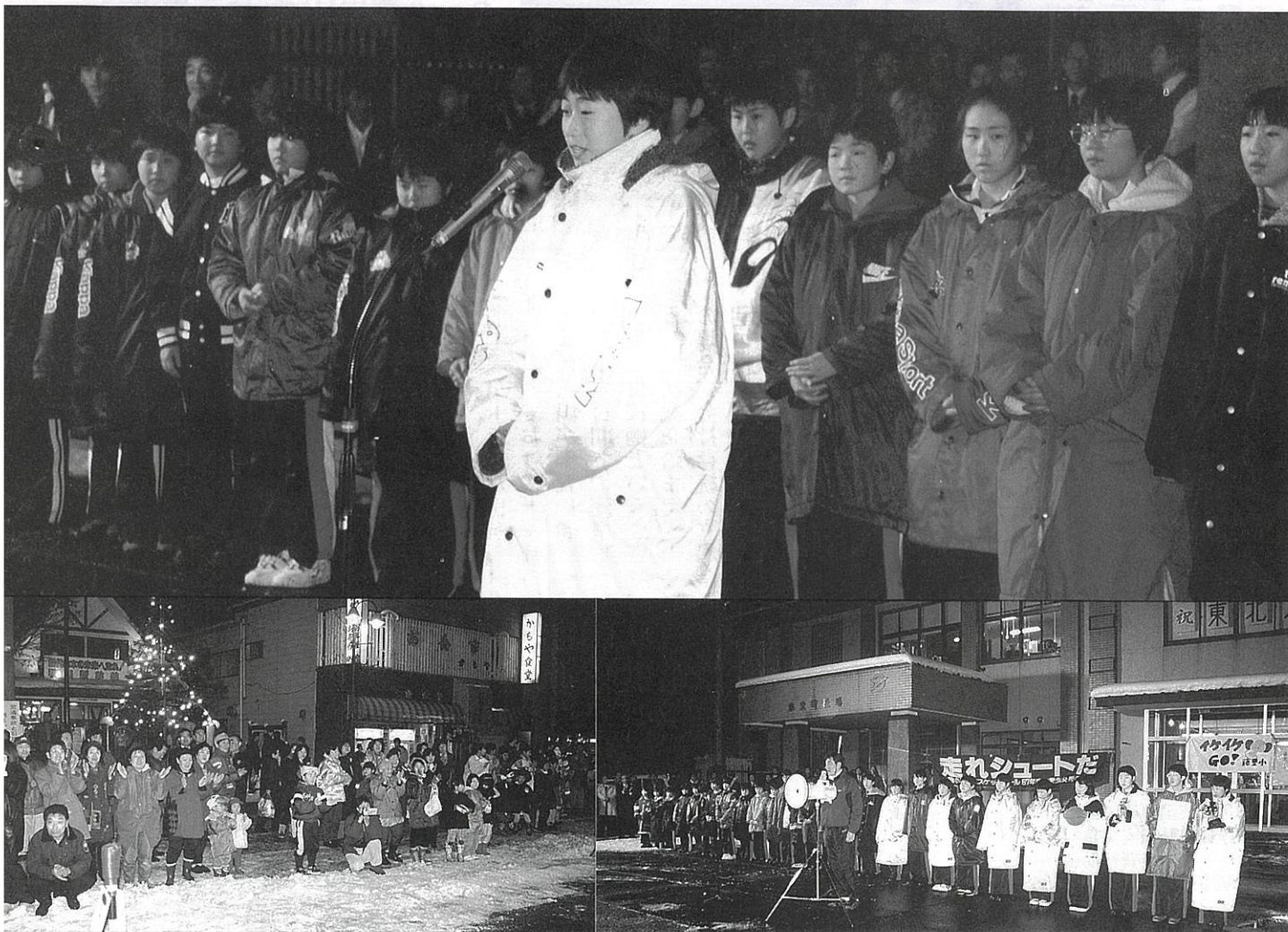


# ふじさと

№. 365

○発行日：平成11年1月26日 ○編集発行：藤里町総務課（秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8 ☎0185⑨2111）



## 「さらなる飛躍を目指して」

1月6日、東北大会出場を決めた、藤里小学校ミニバスケットボールの報告会が役場前にておこなわれ、午後5時過ぎの時間にもかかわらず、大勢の父兄や一般町民がその勇姿を一目見たいと集まりました。

石岡町長の激励の言葉を受けた選手らは、東北大会での活躍を誓い、円陣をくむと、「藤小ファイト」の掛け声を響かせていました。

（成績と今後の日程については、紙面12～13ページに掲載）

## 今月の紙面

- 2面……………12月定例議会
- 3面……………地域振興券の使用について
- 4～5面……町県民税申告相談
- 6～10面……町政懇談会報告
- 11面……………学生寮入寮希望者募集
- 12～13面……町の出来事・みんなの話題
- 14面……………お知らせ
- 15面……………農業用免税軽油
- 16面……………2月の行事予定



平成11年3月1日より

## 地域振興券の交付がはじまります。

平成10年度緊急経済対策の一環として、若い親の層の子育てを支援し、あるいは高齢福祉年金等の受給者や所得が低い高齢者層の経済的負担を軽減し、もって個人消費の喚起・地域経済の活性化を図り、地域振興に資するため15歳以下の児童の属する世帯の世帯主及び高齢福祉年金の受給者等の方々に地域振興券を支給することとなりました。

具体的な手続きや交付の方法は次のとおりです。

### 対象となるのは？

平成11年1月1日（基準日）において

1. 年齢が15歳以下の児童が属する世帯の世帯主
  - ① 住民基本台帳法の規定を受ける住民であって、基準日における年齢が15歳以下の者の属する世帯の世帯主。
  - ② 外国人登録者法第4条第1項に規定する永住者又は特別永住者であって、基準日における年齢が15歳以下の者の属する世帯の世帯主。
2. 高齢福祉年金の受給者等  
(基準日における年齢が15歳以下の者を除く。)
  - ア. 基準日における同月分の次に掲げる年金・手当の受給者等
    - a. 高齢福祉年金
    - b. 障害基礎年金
    - c. 遺族基礎年金
    - d. 母子年金、準母子年金又は遺児年金
    - e. 児童扶養手当
    - f. 障害児福祉手当又は特別障害者手当等
  - イ. 次のいずれかに該当する者（ア）該当者を除く。
    - a. 生活保護の被保険者
    - b. 社会福祉施設への措置入所者等
3. 平成10年度分の市町村民税（所得割）非課税の者であって、年齢65歳以上、かつ、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている者。（上記2該当者及び基準日において継続して3月を超えて病院・老人保健施設に入院・入所している者を除く。）

### どこで使用できるの？

地域振興券は町に特定事業者として登録された町内の事業所で物品の販売、貸付、役務の提供等に使用できます。なお、使用できる場所には地域振興券が使えるとわかるステッカーを表示することとなっています。

また、使用できる事業者の登録が終了次第、広報やチラシなどで広く周知することとしています。（特定事業者については、後日、申請書等手続きについての文書を送付します。）

### 使用にあたっての注意

- ・地域振興券は額面の1千円の券ですが、使用の際には釣り銭は支払われません。
- ・地域振興券は交付された本人及び代理人・使用者に限り使用することが出来ます。

詳しくは

藤里町役場 企画振興課商工観光担当 ☎79-2111(内線164)へお問い合わせください。

### 交付額は？

左記1の交付対象者・・・15歳以下の児童1人につき2万円  
左記2～3の交付対象者・・・2万円  
1の交付対象者で、2及び3にも該当する場合は交付額を合算

### 地域振興券の交付は？

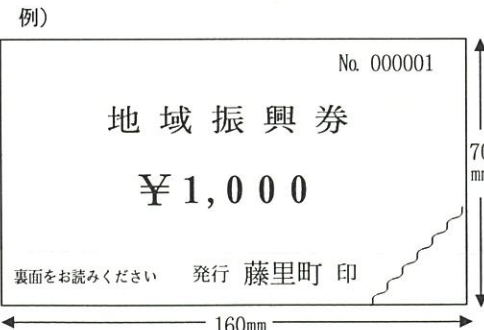
1. 左記1に該当する方には、町からの郵送で「地域振興券引換申請券」を郵送しますので3月1日の交付開始日以降に役場の窓口で地域振興券と引き替えてください。
2. 左記2及び3に該当する方は役場への申請が必要です。申請書は事前に送付しますので、3月1日～3月3日の間に必要事項を記入し、役場窓口まで提出してください。  
なお、新規加入等で、ご不明な点がございましたら、役場地域振興券担当までお問い合わせください。
3. 平成11年1月1日以降交付開始日までに転出される方は、原則として転出先の役所において申請していただくことになりますので、交付の対象となる方は転出の際お申し出ください。
4. 交付は、引換申請券並びに交付申請書を確認し、役場の窓口でおこないます。

### 使用期間はいつまで？

当町の地域振興券の使用期間は

3月1日～8月31日までです。

※期間を過ぎると使用できなくなりますので、ご注意ください。



12月定例議会

## 介護保険電算処理開発事業費など 一般会計に五千百十九万円の補正

十二月定例議会は、十二月十四日から十七日までの四日間開かれ、一般職の給与改定や本年度一般会計補正予算案、町道路線の認定など十八議案が上程され、原案どおり可決されました。  
議決された議案の主な内容は次のとおりです。

### 平成十一年度予算編成

平成十一年度予算については「心ふれあふるさと藤里」の実現を目指した、町総合振興計画基本構想を基本に据え  
・健康でいきいきした町  
・ふれあいあふれる美しい町  
・地域に根ざした基幹産業づくり  
・行政事務の簡素合理化  
を重点に、限られた財源の中で職員全員の知恵と工夫により、効率的効果的施策を中心としながら編成作業に取り組んでいるところであります。

### 地域振興券交付事業

今国会で成立予定であります地域振興券交付事業であります。が、先般、県の説明会も終わりが、国から正式通知が入り次第、一月中にも臨時会を開催し、対応をご審議願いたいと考えております。

### 株式会社アオサダ 被服工業について

十二月二十二日付けで、社員を解雇、また社員からパート社員に格下げするという方針が町に報告されました。  
理由については、七月頃から業界の環境が悪化し、前年比で九年が二十%の減、十年が三十%の減となり、現在は在庫がダ



報告をする石岡町長

### 町道路線の認定

今回は二路線が提案、認定されました。  
蟹子沢五号線は、矢坂地区山菜加工所脇より県道西目屋・二ツ井線に至る二百五十八メートルの路線です。  
浅間六号線は、町道大関添・藤琴線と浅間一号线を結ぶ路線で五十四・七メートルとなっており

づつきこれ以上生産し在庫を更に抱えることが出来ない」と判断、今回の措置に至ったとのことでした。

グループ全体の状況では、弘前工場が十二月六日から休業状態に入っており、十一月の稼働は能代工場が十五日間、峰浜工場が十六日間、藤里町だけが二十二日稼働ということ、こうした状況を踏まえ、当藤里町の場合、会社存続の立場から今回の措置について理解してほしいとのことでありました。  
町の立場からもこれ以上の人員削減のないよう強く要望したところであります。

### 町有財産貸付の変更

藤里町農業協同組合の合併による名称変更により、貸付物品及び土地の無償貸付の一部を変更しました。

### 広域市町村圏組合 取扱事務の一部変更

介護保険制度に伴う介護認定審査会を、広域で対応することとなり、これに当たる職員を能代から二名、各町村から一名を広域事務局に派遣して行うこととしております。

### 補正予算について

◇歳入歳出予算の総額に、それぞれ五千百十九万二千円を増額し、補正後総額、四十億一

### 一般会計で補正した主な内容

| (単位：千円)            |         |
|--------------------|---------|
| 『歳入』               |         |
| 町民税（個人現年）          | ▲5,397  |
| 普通地方交付税            | 20,076  |
| 難視聴地域解消事業受益者分担金    | ▲1,073  |
| 国民健康保険基金安定負担金      | 3,570   |
| ホームヘルプ事業費補助金       | ▲1,497  |
| 介護保険事務開発事業費補助金     | 7,000   |
| 生活バス路線等維持費補助金      | 2,954   |
| 生産調整地域推進活動支援事業費補助金 | 4,048   |
| 過疎対策事業債（桜づつみ他）     | ▲11,300 |
| 臨時公共事業債（米代線他）      | 42,800  |
| 『歳出』               |         |
| 共同受信施設設置工事         | ▲3,213  |
| 固定資産鑑定委託料          | ▲1,278  |
| 介護保険電算処理運用方式開発委託料  | 15,000  |
| 不燃物処理場地下水等水質調査委託料  | ▲1,147  |
| 農林水産業振興事業費補助金      | 1,090   |
| 矢坂地区公園整備工事         | ▲2,827  |
| 除伐作業委託料            | 1,577   |
| 作業道水無線開設工事         | ▲1,847  |
| 坊中小旧プール解体工事        | 1,900   |
| 作業道奥岩本線開設工事        | ▲3,680  |
| 小比内線道路改良工事         | 6,218   |
| 急傾斜地崩壊対策事業負担金（家の後） | 4,000   |
| 公共下水道特別会計繰出金       | 7,936   |
| 長期借入金返済金（利子）       | ▲4,218  |

千九百九十六万五千円としました。  
補正内容については別表のとおりです。

◇国民健康保険特別会計は、基金安定負担金の確定見込みに、一般会計繰入金金の調整、歳出では、職員の給与改定に係る補正であり、予備費で調整を図っております。

◇老人保険特別会計は、審査支払い手数料の増額に伴うものです。

◇水道特別会計は、国の景気対策臨時緊急特別枠による、十一年度前倒し補正です。

◇下水道特別会計は、経済対策による十一年度前倒し補正と職員の給与改定による補正です。



# ふじさとにあなたの税が生きている 町県民税の申告相談は2月8日から

—— 期限内の申告を忘れずに ——

## 【医療費控除】

病気やケガなどで多額の医療費を支払った場合、医療費控除として所得金額から差し引かれる場合があります。ただし、保険金などで補てんされた額は除かれます。

この控除を受ける場合は、その領収書などを「医療費控除申告用紙」に整理して、確定申告の時に提出してください。

## 【住宅取得控除】

住宅ローンを利用してマイホームを建てたり購入した場合、一定の要件にあてはまる場合は住宅取得控除として税額から差し引かれます。この控除は入居した年から6年間、各年末のローン残高の1%から2%がその年の所得税から控除されるものです。

この控除を受ける場合は、登記簿謄本や契約書、ローンの残高証明などの書類が必要です。

## 【お問い合わせ先】

〒016-0895

能代市末広町4-20

能代税務署

☎(52)6111

藤里町役場総務課 税務担当

☎(79)2111

(内線155)

### 町県民税の申告相談日程表

| 月 日               | 曜日 | 申 告 会 場      | 時 間        | 申 告 相 談 区 域                                                           |
|-------------------|----|--------------|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 2月8日              | 月  | 清 流 荘        | 9:30~11:30 | 真名子・向真名子                                                              |
|                   |    | 金 沢 集 会 所    | 1:00~3:00  | 金沢・上茶屋                                                                |
| 2月9日              | 火  | 大沢コミュニティホーム  | 9:30~11:30 | 嘉平岱・館の下                                                               |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 下モ町                                                                   |
| 2月10日             | 木  | 大沢コミュニティホーム  | 9:30~11:30 | 上町第一・東坂                                                               |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 上町第二・中町                                                               |
| 2月12日             | 金  | 粕毛自治公民館      | 9:30~11:30 | 粕毛上町                                                                  |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 粕毛下町                                                                  |
| 2月15日             | 月  | 粕毛自治公民館      | 9:30~11:30 | 薄井沢・春日野団地                                                             |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 真土・朝日ヶ丘団地                                                             |
| 2月16日             | 火  | 矢坂自治公民館      | 9:30~11:30 | 矢坂上町・矢坂上野・虹の里                                                         |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 矢坂下町・如来瀬岱                                                             |
| 2月17日             | 水  | 米田地区生活改善センター | 9:30~11:30 | 谷地・米田・根城岱・室岱                                                          |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 長瀬・喜右エ門岱・萱沢                                                           |
| 2月18日             | 木  | 米田地区生活改善センター | 9:30~11:30 | 下根城・長場内                                                               |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 熊の岱・巻端家・上中畑                                                           |
| 2月19日             | 金  | 農村環境改善センター   | 9:30~11:30 | 上中小比内・坊中・一の渡・滝の沢                                                      |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 高石沢・湯の沢・寺屋布                                                           |
| 2月22日             | 月  | 総合開発センター     | 9:30~11:30 | 川原町・鳥谷場                                                               |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 琴町                                                                    |
| 2月23日             | 火  | 総合開発センター     | 9:30~11:30 | 出戸小比内・下中小比内                                                           |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 院内岱・愛宕第一                                                              |
| 2月24日             | 水  | 総合開発センター     | 9:30~11:30 | 下町・浅間町                                                                |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 荒町                                                                    |
| 2月25日             | 木  | 総合開発センター     | 9:30~11:30 | 大町・川反町                                                                |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 愛宕第二                                                                  |
| 2月26日             | 金  | 総合開発センター     | 9:30~11:30 | 清水岱・寺沢                                                                |
|                   |    |              | 1:00~3:00  | 幸町                                                                    |
| 2月28日             | 日  | 総合開発センター     | 9:00~3:00  | 会社勤務等で指定申告日に来れない方<br>(※町県民税の申告のみ)<br>午前(矢坂・粕毛・米田・藤琴以北)<br>午後(藤琴本郷・大沢) |
| 3月1日              | 月  | 総合開発センター     | 9:00~3:00  | ※所得税還付申告者のみ<br>午前(矢坂・粕毛・米田・藤琴以北)<br>午後(藤琴本郷・大沢)                       |
| 3月2日から<br>3月15日まで | 火月 | 総合開発センター     | 9:00~3:30  | ※所得税確定申告予定者<br>日時については個別に通知いたします。                                     |



今年の申告相談  
税務担当スタッフです。  
よろしく願います。

今年も、町県民税の申告や所得税の確定申告をしていた  
だく時期になりました。町では、申告をより正しく、期間  
内に済ませていただくため、左記の日程表により申告相談  
をおこないます。

ご承知のように、税金は自主申告、自主納税をたてま  
えとしていますが、所得の計算方法など複雑でわかりにくい  
点もあるかと思しますので、日程表に定められた日時に、  
係員とご相談のうえ、申告してください。

例年、日時を変更された方に関しては、たいへん混雑し  
長時間お待ちいただくことになりますので、できるだけ指定  
の日時においでください。

## 申告する必要がある人は・・・

◆平成11年1月1日現在、藤里  
町に住所があつて、平成10年  
中に所得があつた人は申告す  
る必要があります。

◆給与支払報告書が、勤務先か  
ら町に提出される人は申告す  
る必要はありませんが、提出  
されない人や給与の他にも所  
得がある人は、申告をしなけ  
ればなりません。

◆医療費や雑損などの控除を受  
けようとする人も、申告する  
必要があります。

※申告がない場合は、所得証明  
や課税証明などの各種証明の  
発行依頼があつても交付でき  
ないので、注意してください。

## 申告する必要がない人は・・・

◆平成11年1月1日現在、藤里  
町に住所がない人。

◆平成10年中に所得がない人。  
給与所得だけで、勤務先から  
給与支払報告書が町に提出さ  
れる人。

※申告する必要がある人に、申  
告書を送付された場合には、申  
告書の記入を必ず返送し  
てください。

## 申告に必要なものは・・・

●印鑑

●雑損・医療費・社会保険料・  
小規模企業共済掛金・損害保  
険料・生命保険料・寄付金・  
障害者・勤労学生などの控除  
を受けようとする人はその証  
明書、領収書など

●給与・年金をもらっている人  
は、源泉徴収票(はがきなど)  
または、支払額を証明する書  
類

●自営業の人は、営業所得の収  
支明細書、仕入・売上の帳簿  
必要経費の領収書

※農業の人は、収支計算で計算  
される人以外は、田畑作付面  
積を把握してきてください。

## 所得税の確定申告 の予定者には個別に 通知します

確定申告は、平成10年分の所  
得に対する所得税を精算する大  
切な手続きです。

確定申告をするように通知さ  
れた人、または次の項目に該当  
する人は、必ず確定申告をして  
ください。

◎給与・退職所得以外の各種所  
得の合計が20万円を超えると  
き

◎2ヶ所以上から給与を受けて  
いるとき

また、災害での損害や多額の  
医療費、ローンで所得した住宅  
建設費などがある場合は、すで  
に給与などから差し引かれた所  
得税が、確定申告で戻ってくる  
場合があります。

## 【雑損控除】

地震や火災などの災害により  
住宅や家財などに損害を受けた  
場合、雑損控除として所得金額  
から差し引かれます。ただし、  
保険金などで補てんされた額は  
除かれます。

この控除を受ける場合は、損  
害額の明細書や領収書などを確  
定申告の際提出してください。



町政懇談会報告

皆さんの意見を町政に反映

昨年十二月八日から二十二日にかけて、町内七地区の公民館を会場に、町政懇談会がおこなわれました。  
懇談会は、前年に出された意見や要望の進みぐあいや、今回出された新たな意見、要望に関して町長が回答し、詳細を各担当から説明する形で進められ、ひととおりの話し合いが終わった段階で、現在進められている下水道事業などを説明。"ヒザを交えて町民の意見を聞く"フリートーク形式で行われました。  
町ではこれから本格的な予算編成作業にとりかかることから、懇談会での意見、要望内容を検討し、今後の事業計画などに活かしていくこととしています。

共通課題

はじめに、現在町で進めている事業や、各地区より出された共通の課題、意見、要望について説明いたします。

I 下水道事業について

具体的な説明会については一  
月以降各地区で行います。  
加入に関してはそれぞれの事情があると思われ、時期については選択できるように  
なっていますが、基本的に世帯  
ごとの判断によるものです。  
工事期間を短期間という意

見がありますが、限られた予算  
で様々な事業もおこない、うち  
下水道に支出できる金額を決め  
て全体計画を立てた結果ですの  
でご理解ください。  
加入率での加入負担金の金額  
の変更はなく、一戸当たり十五  
万円の計画で、加入時期により  
うち七万円の助成を考えていま  
す。また使用料は水道料金の  
一・二倍くらいになります。

工事は全戸の家の近くに集水  
マスを設置する所までで、接続  
に要する費用は加入者負担とな  
ります。自然流下を利用するた  
め下流から着手することになり

ますので、ご了承ください。  
生活環境の整備は最低限必要  
なものとして考えており、将来  
人口、財政事情を考慮しながら  
できるだけ住民の負担にならない  
ようにしていきますので、皆  
さんのご理解とご協力をお願い  
します。

II 街灯整備について

街灯の整備は年次計画を立て  
順次おこなっており、通学路と  
いった箇所を優先しています。  
今後は米田方面の計画ですが  
懇談会において要望のあった箇  
所も計画に組み入れ、緊急度な  
どから判断し、検討したいと思  
います。

また、現在設置されている箇所  
から移転してほしいとの意見もあ  
りましたので、現場を確認し、対  
応していきたいと考えています。

町民からの要望

矢坂地区から

Q・分収林の作業道について、  
使用と管理についての二ツ井町  
との取り交わしは？



A・二ツ井町でも作業道を整備  
する計画があり、当町分と繋げ  
る計画ですので、お互いに関係  
することになるため、利用につ  
いては基本的に了承済です。

町政懇談会の日程・参加者数

|           |               |     |
|-----------|---------------|-----|
| 12月8日(火)  | 矢坂公民館         | 19名 |
| 12月9日(水)  | 柏毛公民館         | 30名 |
| 12月10日(木) | 米田生活改善センター    | 14名 |
| 12月11日(金) | 湯の沢農村環境改善センター | 12名 |
| 12月12日(土) | 大沢コミュニティセンター  | 36名 |
| 12月21日(月) | 清流荘           | 15名 |
| 12月22日(火) | 総合開発センター      | 12名 |

今後の整備は、奥に両町の関  
係する公社造林、県行造林があ  
ることから県営で平成十一年度  
より整備する計画になっていま  
す。

Q・矢坂公民館の新築の件は？

A・山村振興特別対策事業で平  
成十二年度に建設する計画になっ  
ています。建設場所については  
矢坂地区の皆さんで決めてもら  
い、平成十一年度に皆さんと一  
緒に設計等について協議したい  
と思います。

建物の補助事業名称は、婦人・  
若者等活動促進施設です。

平成十一年度の中頃までに用  
地選定をお願いし、最終的な用  
地交渉は町で行います。

Q・上野地区の道路を虹の家に  
いく道路まで延ばして接続出来  
ないか？

A・集会施設の建設場所、私道  
などを含めて最も有効な方法で  
道路を延長したいと考えていま  
す。従って集会施設の建設場所  
が決まってからの方がよいので  
はないかと考えています。

Q・ゴミ焼却場を広域化し、現  
在の施設が将来無くなるような  
話がありますが。

A・まだ具体化した話には至っ  
ていませんが、これからはゴミ  
を焼却処分するという方法では  
なく、広域化し、リサイクル  
(固形燃料、堆肥など)するとい



矢坂公民館にて

う考え方で進んでいます。  
広域化のもう一つの理由は、  
ダイオキシン対策です。ダイオ  
キシンは、燃焼開始と消火時発  
生しやすいということから、二  
十四時間燃焼させることができ  
る規模の施設と量がなければな  
らないということです。  
県でも広域市町村内でも検討  
していますし、具体的な案を示  
されるのは二、三年後になると  
思います。



得るための体育協会ではありま  
せんのでご理解ください。

Q・高齢者の医療費削減のため  
に、元気でいられるよう、なん  
らかの予算を。

A・健康者が介護にならないよ  
うにするのも大切なことです  
で検討します。

Q・町民の窓口はどこ？

A・町民福祉課で町民相談を担  
当しており、窓口で「町民相談  
受付」の看板を掲げています。

Q・川の水がテトラポットを越  
えておりグラウンドが流される  
心配がある。

A・中州の整備と合せ、県に調  
査をお願いします。

Q・介護保険制度の説明会は？  
A・平成十一年中に各地区を回っ  
て行います。

Q・役場内の横の連絡が悪いの  
では。町民サイドで事を進めて  
ほしい。

A・そのように努めます。

柏毛地区から

Q・墓の前の舗装を。

A・民家前など優先度、利用度  
の順に舗装していきますので、も  
う少し待っていただきたい。  
Q・大排水の改良を今後は上流  
もお願いしたい。  
A・現段階では計画はありません  
が、下流が終わってから検討  
したいと思います。  
Q・薄井沢からの用水路を改良  
できないものか？  
A・検討させていただきます。  
Q・バイパスを横断している暗  
渠の曲がり角を真っ直ぐに。  
A・流雪溝の整備を下流から進  
めており、あと二年位でそこま  
で進むのでそのとき検討します。  
Q・大排水に合流するまでの枝  
排水の勾配が緩いので改良して  
欲しい。  
A・点検したところ、流量管理  
泥上げ等、手入れを行うと問題  
ないと判断しています。  
※地区より・春先に地区で手  
入れをし、再度確認。  
Q・高齢者のスポーツ参加を積  
極的に広報して欲しい。  
A・これから多くの方々参加  
加するように努力します。  
Q・米田方面の今後の県道改良  
工事計画は？  
A・十一年度からは、新たに長  
瀬地区の改良工事にかかる予定  
です。  
Q・猿ヶ瀬地内の道路改良はい  
つ頃までの予定？



柏毛公民館にて

米田地区から

Q・サル対策について何か良い  
方法は？

A・毎年続くようでは困るため  
県や八森町に相談したが、良い  
手立てがない。来年も被害があ  
るようであれば、人海戦術など  
で対策を立てたい。  
※ロケット花火、爆竹は効果が  
あったが、人間がいなければな  
らない。

Q・畜産開発公社に対する町の  
係わりは？

A・百八十万の出資金があり、  
現段階では、この出資金を運用  
資金として活用させて欲しいと  
いうところまで進んでおります  
が、結論は出ていません。

Q・第三セクターの運営の一部  
に赤字業務がでた場合、他の部  
門への影響は？  
A・そのようなことはありませ  
んが、今後も見込みの有る無し  
を判断し、経営戦略を立て切り  
替えていくつもりです。  
白山山地関連での入り込み客  
も増えており、ホテル稼働率も  
良好な状態です。  
会社としては、楽観的に考え  
ず人員配置の見直しや、新商品  
の開発等健全経営に努力してい  
きます。  
Q・一般の肉屋での、サフォ  
ーク肉の販売はできないのか？ま  
たPRが足りないのでは？  
A・需用と供給の関係で置きま  
せんが、営業期間中の「サフォ  
ークの館」清水店の「観光物産  
協会」で取り扱っています。  
Q・今年の除雪体制はどうなっ  
ているのですか？  
A・昨年までは各路線毎に担当  
を決めて作業していましたが、  
今年は班編成で行いますので、  
同一機種が決まった路線を作業  
するということが無くなります。  
Q・除雪で、片側に家屋が無い  
場合は、心配りして欲しい。ま  
た県道の除雪が遅く、粗末なた  
め町で行えないのか？  
A・除雪会議で話し合います。  
県道は役場に連絡いただけれ  
ば県に随時報告し、対処します。





米田生活改善センターにて

Q・介護施設の計画は？  
A・総合福祉センターという仮称で平成十二年度を目指しています。構想としては、保健婦・ヘルパーを配置し、介護はもちろん健康者も利用できる施設にしたいと考えており、エリア内での未満児保育施設とともに構想を練っています。

Q・農村の介護を、農協でもおこなう構想があるようですが、公との関連は？  
A・民間でも施設や人材をかかえ進出してくる傾向があり、公の施設、民の施設を問わず、利用するための審査、手続き等は行政で行うこととなります。

Q・高齢者の共同生活を冬だけでも出来ないものか。  
A・田代町で、空き家を利用し試験的に実施しています。良い試みだと思うので今後の検討項目に入りたいと思います。

Q・町内の空き家を買上げ、町として利用する方法を。  
A・賃貸するにしても、最低の条件（トイレの水洗化、風呂）を整備してからと思い、下水道整備後と考えています。

Q・小学校の統廃合について。  
A・親の意見が基本となると考えております。その後地域の意見を聞き進めていきます。

坊中小学校は平成十二年四月に、藤里小学校と統合し、米田小学校は概ね三十五名平均で推移しますので、ここ数年は現状のままでいく考えです。

Q・通学料助成を廃止し、ジャンボタクシーを利用しては。  
A・生活バス路線とからめ運行していることから、即答しかねますが、通園・通学・生活を含めた全面的な見直しが必要と考えております。

Q・米田の坂の完成は？  
A・平成十一年度完成予定です。

Q・水道工事の説明会は、今後もありますか？  
A・メーター取付位置の関係もありますので、一戸ごともしくは各地区ごとに行います。

Q・長場内砂防工事の付け替え道路が現道より高い。どうにかならないのか。  
A・現場を見て検討します。

Q・米代線の排水が、用水に入り土砂が堆積するので対処を。

A・県と、現在検討中です。  
Q・取付道路の拡幅を。  
A・現場を見て検討します。  
Q・上畑水源地の下を米代林道が通るため防護柵を。  
A・設置することになっていません。

### 中通地区から



湯の沢農村環境改善センターにて

Q・敬老式の祝い金を商品券にした訳は？  
A・町の活性化という意味で、藤里町でしか利用できない商品券というアイデアができたため各老人クラブの総会の際、説明し、賛同していただきました。今回、商品券をお渡ししたのは三千円該当者のみで節目の祝いは現状のままです。

戸惑いもあるかと思いますが商工関係の活性化のためご協力をお願いします。

Q・一の渡りの橋タモトが狭く、

危険なため、改良してほしい。  
A・大変危険なようなので、現地を見て検討したいと思っています。用地関係の際は地区住民のご協力をお願いします。

Q・一の渡り口の改良を。  
A・現場を見て対処します。

Q・一の渡りの坂に融雪剤を。  
A・配布しますので、散布をお願いします。

Q・滝の沢新設路線の県道接続部分の拡幅を。  
A・現場を確認し、土地・建物所有者の了解を得たうえで改良します。

### 大沢地区から



大沢コミュニティセンターにて

Q・体育館の床の張り替えは？  
A・財源を確保し次第としかかきませんので、お待ちください。

Q・滝の沢出口から釜の沢出口までの作業道を。  
A・全町の未整備箇所とのバランスと財源をみながら年次計画で進めています。

Q・滝の沢奥の堰堤が土砂で一杯のため力加サあげできないか。  
A・地元で話し合いをし、土地所有者の同意を得てから、県に要望します。

Q・峨嵋の林道の一部舗装を。  
A・計画には載っていますが、予算の関係がありもうしばらく待つて下さい。遺産センター周辺整備の計画もありますのでその方向でも検討しています。

Q・片づけた後に雪を置いていけるので、何とかしてほしい。  
A・運転手と話し、できるだけ要望にお応えします。

Q・高山清掃登山をしたとき、頂上にじゃまな木があったが伐採してもよいのか？  
A・町でも高山登山コースの整備計画があるので、後日結論を

Q・大沢中央線の道路側溝にフタをしてほしい。  
A・簡単に設置できる構造ではないため、時間がかかると思います。

Q・流雪溝を整備してほしい。  
A・大沢地域の場合、事業費や水の確保の問題がありむずかしいのですが、課題として町の計画に組み入れていきたいと思っています。

機会をみて調査します。  
Q・大沢地区内の一斉排雪の回数を増やしてほしい。  
A・パトロールや地域からの情報をもとに、状況判断しながら随時実施したいと思っています。

Q・大沢橋の架け替え計画は？  
A・県でも計画はしていますが財源等で実施できない状態です。町からも毎年要望はおこなっています。



Q・町営住宅建設に必要な条件とは？  
A・住宅マスタープランには場所の定めはなく、利便性を第一条件として最終的に決定します。地域の活性化のために場所を決定するわけはありませんので選定内容をご理解下さい。

町としては、できるだけ優良農地はつぶしたくないという考えもあります。

Q・農免道路の拡幅を。  
A・現在改良計画はありませんが、災害による県道閉鎖を考えると重要な道路となるため、改良をという話が出ています。

Q・農免道路の舗装補修を早急に行なってほしい。  
A・パトロールしながら対処します。地区からの情報もお願いします。

Q・通行量調査をし、改良の裏付けをとるべきでは？  
A・もっともな意見ですので、

Q・藤里町でも携帯電話を使えるよう、要望をしてほしい。  
A・十一年度でアンテナを建設する予定ですので、ある程度の範囲では使用可能となります。

Q・地元の放送局のラジオ電波が悪いので、何とかしてほしい。  
A・二ツ井町に、藤里町もエリアにいったNHKのアンテナが建ちます。

Q・二の又の作業道の開通は？  
A・作業道には、山の中までの道路と連絡道路（他路線と接続）があり、二の又は山の中までです。将来的には連絡道路にした

いと思っています。  
Q・地すべりが個人用地に影響するのであれば、何か助成制度はないのか？  
A・県に確認してご返事します。

Q・施設等に慰問を考えていますが、町民のバス等をお願いできますか？  
A・バスの運行目的に該当すると思われるので、申請書を提出してください。

Q・藤里土地改良区の基盤整備実施のため、町からも力を貸してほしい。  
A・土地改良区で、同意を得るためにもっと努力してほしい。

Q・介護保険制度で、家族で介護する場合は手当てがでないようですが、何とかならないのか？  
A・厚生省で検討中です。

Q・地域振興券は不公平なので町で手当てしてほしい。  
A・財源的に対応できません。

Q・保育園の統合問題は？  
A・地域の了解を得ていませんので、次年度からの統合は、考えていません。ただし、大きな環境を体験させるために、平成十一年一月より月一回程度の合同保育を計画しています。

### 北部地区から

Q・上茶屋林道の舗装をお願いしたい。  
A・舗装計画には載っています

Q・上茶屋の小林さんのところから流れている滝の水が用水に入り、用水が壊れてしまう。  
A・担当課より県に対し、堰堤の要望が出ているようですので確認します。

Q・上茶屋の堰堤が埋まってい



清流荘にて

るため、手前にも堰堤をお願いできないものか？  
A・現場を確認し、要望してみます。

Q・金沢地区の区画整理について、昨年二度ほど集まったが、その後何の話もない。  
A・山村振興等農林漁業特別対策事業計画にのせるための説明会を開催させていただきましたが、今後は具体的な内容について集まっていたいただきますので、ご協力をお願いします。

Q・金婚式の主催者は？  
A・社会福祉協議会が主催で老人クラブとタイアップして「老人クラブ大会」で実施しています。町では、記念品（額縁付きの写真）を贈呈しています。

### 藤琴地区から

Q・森林センター前の道路と水路の間が段々下がっているようですが、早期に行います。  
Q・桜田さんと斎藤建材さんのところの道路改良の舗装は？  
A・改良後未舗装の箇所が数カ所あり、ここについては平成十一年度より先になる計画です。

Q・幼稚園脇の道路を拡幅してほしい。



平成11年度

第二次学生寮入寮希望者募集

1. 応募資格

- ①秋田県出身者で、本年4月に当学生寮から通学できる範囲の大学（含短大）の1年に  
(1)入学を許可され入学する者。（一次応募者除く）  
(2)現在受験中または結果未発表の者で、合格の上は入学する者。
- ②共同生活の意義を理解し、寮則を守り、規律ある生活のできる者。
- ③寮費その他必要経費を負担できる者。

2. 出願について

必要な書類は、募集要項に明記してありますので、入寮を希望される方は早めに請求してください。

3. その他

- ①入寮した場合には、(財)秋田県育英会の奨学金の貸与は受けられません。
- ②出願にあたっての寮の見学はいつでもできますので、前もって管理者へ連絡しておいてください。
- ③詳細についてのお問い合わせは下記までお願いします。

【お問い合わせ先】

〒010-8580 秋田市山王4丁目1-2  
秋田県教育庁内 財団法人 秋田県育英会  
☎018-860-3552

|                | 東京寮                                                           | ビューリー千秋                                                        |
|----------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 募集人員           | 男子約17名                                                        | 女子約8名                                                          |
| 募集期間           | 平成11年2月22日(月)から3月5日(金)まで(必着)                                  |                                                                |
| 入寮者面接          | 平成11年3月14日(日) 午前10時30分から                                      |                                                                |
| 面接会場           | 生涯学習センター<br>秋田市山王中島町1-1 ☎018(865)1171                         |                                                                |
| 入寮決定           | 平成11年3月17日ころ                                                  |                                                                |
| 建物の構造<br>および寮室 | 鉄筋コンクリート造<br>本館2階・別館3階建<br>個室                                 | 鉄筋コンクリート造<br>地上6階・地下1階建<br>個室(バス・トイレ付)                         |
| 寮費(月額)         | 35,000円                                                       | 44,000円                                                        |
| 利用実績に<br>応じた費用 | 電話料、電気料：個人使用分実費<br>食費：各利用回数による<br>朝食250円・夕食450円<br><日曜・祝日を除く> | 光熱水費、電話料：個人使用分実費<br>食費：各利用回数による<br>朝食250円・夕食450円<br><日曜・祝日を除く> |
| 入寮費            | 35,000円                                                       | 44,000円                                                        |
| 寮所在地           | 〒155-8663<br>東京都世田谷区北沢<br>1丁目41-22<br>☎03(3469)6416           | 〒211-0051<br>川崎市中原区内<br>4丁目31-5<br>☎044(798)6000               |

交通災害共済

2月1日より  
受付開始。

町では、平成11年度「交通災害・不慮の災害共済」の加入者を受け付けています。

この共済は、県内8市60町村の住民が、お互いの助け合いによって、交通災害や不慮の災害にあった方々を救済しようとするものです。

年齢・職種を問わず、どなたでも簡単に加入できますので、今年もご家族そろってセットで加入することをお勧めいたします。

◆共済掛金(1人年額) ・交通災害共済 400円  
・不慮の災害共済 600円  
・セット加入 1,000円

◆補償内容 ・死 亡 100万円  
・後遺障害 100~50万円  
・傷害治療 1万5千~20万円  
・幼稚園から高校卒業までの間、奨学援助金がついています。

◆申込先・問い合わせ先 藤里町役場町民福祉課  
交通災害担当 ☎(79)2113

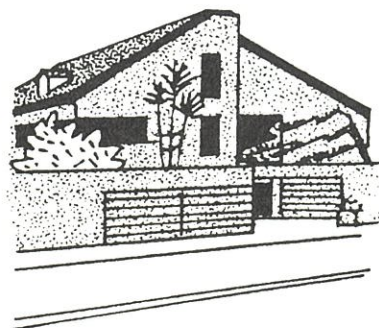


住宅金融公庫からのお知らせ

現在、住宅金融公庫の住宅ローンをご返済中で、最近の不況に伴う失業や収入の減少により返済にお困りの方に対して、次のような返済負担を軽減する措置を実施しています。

- 1、返済期間の延長(最長10年)
- 2、元金据置期間の設定(最長3年)
- 3、元金据置期間中の金利引き下げ

取扱い期間は、平成12年3月末までです。詳細については、住宅金融公庫東北支店(☎022-227-5003)及び、ご返済中の金融機関に相談コーナーを設置しておりますので、お早めにご相談ください。



A・側溝に蓋をするか、拡幅するか検討しましたが、予算がつき次第、蓋をする予定です。  
Q・志茂若保管庫前を踊りの練習のために舗装してほしい。  
A・道路舗装を優先しますのでしばらく後になると思います。それまでの間、教育委員会から砂を提供します。



総合開発センターにて

Q・役場からの通知などで、藤琴地域、粕毛地域の表し方である時があります。この場合、各担当によって清水岱の入る地域がまちまちなので統一してほしい。  
A・役場内で統一します。  
Q・おうせい橋の表面に、鉄筋が出ていますか？  
A・県に現場を見てもらい対処します。  
Q・商工会前の水路を改修してほしい。  
A・過去に、地域の一部の反対

があり実施できませんでした。穴の部分は応急処置しますが、改修するとなると関係者全員の同意が得られなければ進められませんので、地域で話し合いをしてください。  
Q・子供たちがいつでも非難できる場所を、建物に表示してはどうか？  
A・子供たちには、怪しい人物に遭遇したとき、近くの民家に非難して助けを求めるよう指導しています。  
Q・治山ダム脇に道路をつくるよう、県にお願いできないか？  
A・治山ダムは山を守るための工事ですので、過去に実施した工事については、カサ上げ工事等がないかぎり、要望してもつくってられません。  
Q・藤琴橋の交差点(川原町から二ツ井方面への右折)付近の見通しが悪く、特に冬は道路脇の除雪した雪が視界をさえぎっている。  
A・除雪会議で話し合い、県で対応できない場合は、町で対応するなどして視界の確保に努めます。  
Q・町のバスの車庫側から交差点に入る道路も、坂の途中での一時停止になり危険だと思いが改良できないのか？  
A・交通量や通学路であることから考えてはいますが、道路沿

基礎年金番号は  
あなたの年金を守る「鍵」

平成九年一月から、各公的年金制度(国民年金、厚生年金、共済組合)では、共通の番号を使用することになりました。この番号が「基礎年金番号」(十桁)です。

この番号は、加入者一人ひとりの年金の記録を整理するための番号で、転職等により、加入している年金制度が変わっても同じ番号を使用することになります。同時に、年金を受給するときもこの番号を使用することになりますので、「基礎年金番号」は生涯変わりません。

(例)

20歳で国民年金加入  
22歳で就職(厚生年金加入)  
25歳で転職(共済組合加入)  
年金請求時  
すべて同じ基礎年金番号です。

また、基礎年金番号導入により、未加入者の発生防止や年金相談や年金の請求がスムーズにできるようになりました。年金の届出、年金相談や年金の請求のときに基礎年金番号が必要になりますので、年金手帳(基礎年金番号通知書)や年金証書を大切に保管しましょう。



A・年々路線が増え、希望にそえる除雪ができないのが現状です。このような不具合をその都度話し合い、可能な限り改善していきます。

町政懇談会報告

第27回  
藤里町民  
スキー大会

【主催】藤里町スキークラブ  
【日時】平成11年3月7日(日)

【参加対象】藤里町民  
(一般町民で各地区クラブに所属していること。)

【参加料】  
スキークラブ員・小、中学生は無料(クラブ員以外でも、一、五〇〇円の登録料で参加出来ます。)

【申込方法】  
所定の申込み用紙(不足の場合はコピー可)に必要事項を記入し次の所までお申し込み下さい。

①小学校・中学校の参加は一括して開発センターの窓へ提出願います。  
②一般の参加者は地域のクラブ理事まで、個人票により申し込んで下さい。

【申込締切】

平成11年2月15日(月)

【お問い合わせ先】

『藤里町スキークラブ事務局』  
藤里町役場 農政課  
佐々木英樹 ☎79-2114  
加藤 徳良 ☎79-11327



## まちのどきどき

### 交通指導隊出隊式



気持ちも新たに

一月四日(月)小雪の中、藤里町交通指導隊の出隊式が行われ、出隊式に先立ち「隊員の士気高揚」を図るため、隊長による服装点検を行い、手帳や笛などを合図と共に確認しあって、決意を新たに整列すると、石岡町長より訓示を受けた市川忠夫隊長以下隊員ら(男五(欠一)名・女二名)は町民を交通事故から守るべく業務に取り組むことを誓いました。

### 「交通死亡事故ゼロ」二千五百日達成



目指すは来年三千日!

今後は三千日を目指します。

藤里町では平成四年三月六日から始まった「交通死亡事故ゼロ」の記録が、一月八日で二千五百日をむかえ、県内トップの日数を更新しています。交通指導隊や警察及び関係者の努力、告知板の設置による啓蒙意識高揚など、交通安全に取り組んだ結果で、

### 平成10年藤里町消防出初式

一月四日(月)藤里町総合開発センターを会場に、消防出初式が、二ツ井藤里消防署員や町内六分団など百二十名余りが参加して開催されました。

この日は、午前九時四十五分に分列行進を開始。ラッパ隊の吹鳴の中、藤里大通りを進むと、観覧にかけつけた来賓や町民に足並みの揃った見事な行進を披露しました。その後、センター内において式典が行われ、殉職消防関係者への黙とうや石岡町長の式辞、伊藤礼二団長の訓示が読み上げられ、続いて長年にわたり消防活動に尽力された方々の表彰が行われました。

(氏名後の数字は所属分団)

#### 【有功章】

(秋田県知事)

・市川 清一さん⑥

・成田 秀弘さん⑤

・伊藤輝捷さん(藤里分署)

【30年勤続章】

(秋田県知事・藤里町長)

・淡路 勝廣さん②

・齋藤 満さん①

【25年勤続章】

(秋田県知事・藤里町長)

・淡路龍美さん(町消防団)

・細田 茂廣さん②

・加藤 秀男さん④

【20年勤続章】

(秋田県知事)

・小山 初美さん④

・安部美佐穂さん①

・石岡 正行さん②

・菊地 健一さん②

・菊池 敬一さん③

・市川 清一さん⑥

(氏名後の数字は所属分団)

#### 【7年勤続章】

(秋田県消防協会)

・能代市山本支部長

・佐々木文孝さん③

・佐藤 之彦さん③

・田中 博幸さん①

・石田 茂夫さん⑤

・市川 和安さん①

・桂田 一郎さん①

・山谷康博さん

(藤里分署)

【20年以上勤続

退職団員感謝状】

(藤里町長)

・齋藤 大治さん①

・市川 春美さん①

・下坂 邦昭さん⑥

・三谷 洋逸さん①

・伊藤久一郎さん①

・齋藤 守一さん①

・佐藤太五郎さん

(町消防団)

【火災予防活動記念品贈呈】(藤里町長)

・藤里小学校少年警火団 (一九八八)

・坊中小学校少年警火団 (二一九)

・米田小学校少年警火団 (三二二)



雪の中の行進となりました

### 駐在さんから一言

#### 新年を 家族で誓おう 交通安全

明けましておめでとうございます。

皆様には、ご家族共々、希望に満ちあふれた新春を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

さて、一年の計は元旦と言われていますように、皆さんも新たな気持ちで「交通事故防止」の誓いをされたことと思います。

皆さんがこれまで、交通



#### ■車を運転するときの誓い

◇飲酒運転、スピード違反など無謀運転はしません。

◇他人の迷惑や危険となる違法駐車はしません。

◇子供や高齢者には思いやり運転をします。

◇命を守るシートベルトは必ず装着します。

◇天候や道路環境に見合った安全な運転をします。

#### ■道路を歩くときの誓い

◇道路を横断するときは、横断歩道を安全確認してから渡ります。

◇夜間は、明るく目立つ服を着用し、靴や持ち物等

にも反射材を付けます。

◇酒に酔ってからのふらつき歩行はしません。

◇車の陰からの飛び出しはしません。

◇歩道や道路の端を歩きます。

### 秋田県労働基準局

#### からのお知らせ

労働基準法が改正され、平成十一年四月一日から施行されます。

主な改正点は、

■労働契約期間の上限延長

一定の高度な知識を有する者等について、期間の定めのある労働契約の上限が3年に延長されました。(新たに雇い入れる者に限る。)

■労働契約締結時の労働条件の文書明示事項の追加  
賃金に関する事項に加えて、勤務地、仕事の内容、始業終業の時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、契約期間なども書面の交付による明示が義務付けられることになりました。

■一カ月単位の変形労働時間制の変更

労使協定を締結し、労働基準監督署長に届け出ることによって一カ月単位の変形労働時間制を導入できるようになりました。

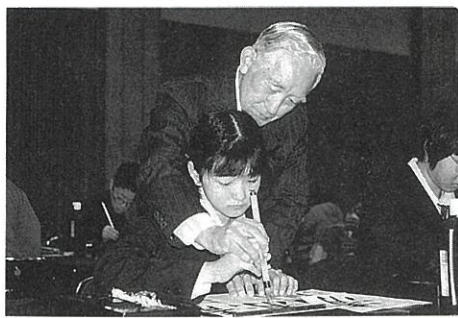
■一年単位の変形労働時間制の要件変更

中途採用者にも適用されるよう要件が緩和される一方、所定労働日数の上限が年間二百八十日に規制されるなど要件が変更されています。(年間所定休日八十五日未満の事業場については、労使協定の変更年間休日表の変更が必要になる場合があります。)

■女性の時間外労働の制限廃止に伴う激変緩和措置

廃止後、三年間に限り、小学校就学前の子の養育又は要介護にある一定範囲内の家族の介護を行う労働者については現行と同じく年間百五十時間を上限としなければならぬこととなりました。

県内の各労働基準監督署では改正労働基準法に関する講習会を予定していますので日程を照会の上、受講されるようお願いいたします。



筆を持つ手に力が入ります

一月七日(木)総合開発センターにおいて、恒例の新春書き初め大会が開かれました。『新しい年を迎え、心も新たに清々しい気持ちで「書」に親しむ。』を目的として、毎年開催されているもので、今回は、小学生二十二名、中学生三十二名、一般三名の合計五十七名が参加し、「ふじこま」、「雪の大地」といった課題を二時間半ほどかけて書き上げていました。

その後作品は一月二十二日まで三代交流館で展示され、見る人を楽しませていました。

## みんなのわだい





12月届出分 (敬称略)

## 農業用免税軽油に係る 免税証の出張交付について

県税事務所では、平成11年分の免税証の交付申請を次のとおり受け付けます。

別紙の必要書類を準備のうえ交付申請してください。書類が不備な場合は申請が受け付けられませんので注意してください。

なお、免税証の交付は後日となりますのでご了承ください。

### <交付日程等>

- ◎申請受付 日 時 平成11年2月12日(金)  
午前10時～11時30分  
会 場 藤里町総合開発センター
- ◎交 付 日 時 平成11年2月18日(木)  
午前10時～11時30分  
会 場 藤里町総合開発センター

### 【お問い合わせ先】

山本県税事務所課税担当 ☎52-6201

### 必要書類一覧表

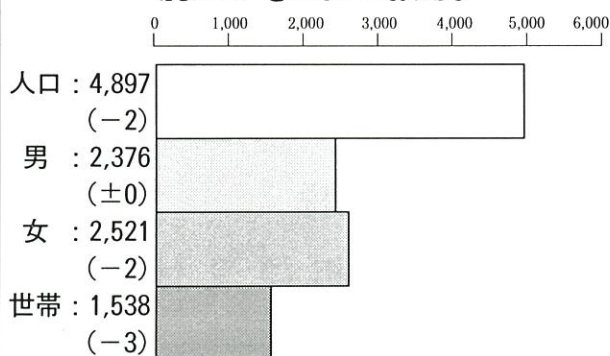
| 区 分   | 印鑑             | 耕作証明書 | 免税軽油使用者証 | 機械の購入証明書 | 前年購入した軽油の納付書等 | 使用者証の交付手数料四百円 |
|-------|----------------|-------|----------|----------|---------------|---------------|
|       |                |       |          |          |               |               |
| 新規申請者 | ○              | ○     | ○        | ○        | ○             | ○             |
| 継続申請者 | 機械に<br>変更のない場合 | ○     | ○        | ○        | ○             | ○             |
|       |                |       |          |          |               |               |
|       | 機械に<br>変更のある場合 | ○     | ○        | ○        | ○             | ○             |
|       |                |       |          |          |               |               |

- 共同申請の場合、代表者に異動があれば新規扱いとなります。また、印鑑と耕作証明書は全員のものがが必要です。
- 軽油の納品書又は購入証明書は、免税証と引き換えに軽油を引き取ったことが明確に示されているものがが必要です。

※交付後は次のことに注意してください。

- 免税軽油は、免税証と引き換えに、免税証に記載された数量を引き取らなければなりません。
- 既に購入済の軽油に、今回交付する免税証は信用できません。
- 免税証や免税軽油を他人に譲り渡したり、他人から譲り受けたりすると罰せられます。

## 藤里町ミニ統計



☆12月31日現在・( )内は前月比

出生:1人・死亡:6人・転入:8人・転出:5人

交通死亡事故ゼロ

2,512日

無火災

352日

(平成11年1月20日現在)

## お知らせ

### 平成10年分所得税

申告説明会のお知らせ

一・『公的年金所得』(公的年金収入)だけの方、『公的年金所得』と『給与所得』がある方の申告説明会

【日 時】2月4日・5日

受付 午前9時30分

説明 午前10時～12時

二・『給与所得』だけの方の住宅所得等特別控除を受けるための申告説明会

【日 時】2月4日・5日

受付 午後1時

説明 午後1時30分～3時

◇「開催場所」は、2日間とも能代市文化会館中ホールでのご案内です。

◇申告に必要な書類等については、あらかじめ左記にお問い合わせください。

◇説明会の方式は、学校方式でおこないます。

(申告書の記載方法を説明し、説明にしたがって申告書等を記載して当日提出していただく方法です。)

【お問い合わせ先】

能代税務署・個人課税部門

☎(52)8122

### 聴覚障害児の 早期教育の啓発・推進

「きこえが悪いのでは?」「ことばの発達が遅いのでは?」と、心配なお子さんはありませんか? すぐにご連絡下さい。

※難聴のお子さんには、できるだけ早期からの教育が必要で

※0歳のお子さんより、年間をとおして相談(無料)に応じ

※特別な手続きはいりません。直接ご連絡ください。

〒011-0941

秋田市土崎港北2丁目17-70

秋田県立聾学校教育相談室

☎018(845)0291

fax 018(845)6902

### 職長教育講習会

【対象者】 雇用保険加入者

【業 種】 主として建設業

【日 時】 2月16日～17日

(午前9時～午後5時)

【場 所】 能代市総合技能センター

【定 員】 30名

【費用】 6千円

※講習会終了後、修了証を交付

します。

【お問い合わせ先】

能代職業訓練協会

☎(58)3068

### 「秋田・吃音(どもり)者の つどい」のご案内

【日 時】 3月21日(日)

【場 所】 秋田県生涯学習センター分館

「ジョイナス」3階大研修室

【対 象】 吃音者(言葉がどもる方)、

吃音児をお持ちのご両親、及び

吃音問題に関心のある方。

【参加定員】 一〇〇名

【参加費】 無料

【内 容】 ・講義

・体験談発表

・吃音問題解決へ向

けての話し合い

【お問い合わせ先】

秋田市高陽幸町2-50

矢守 敏

自宅 018(823)7743

勤務 018(866)3555

fax 018(888)3558

〒170-0005

東京都豊島区南大塚1-30-15

全国言友会連絡協議会

☎03(3942)9436

fax 03(3942)9438

●担 当 山本 成泰(携帯)

090(2549)2027

### 県立秋田東高等学校 通信制生徒募集

年齢に関係なく入学でき、高

校普通科卒業資格が得られます。転入や中退者の編入もできます。出校は月に二回(日曜日)程度で、自宅学習が主体です。

経費は新入生で年額三五、〇〇円程度です。

修業年限は四年が標準です。

(ただし条件により、三年修業も可能です。)

【出願期間】

平成11年3月1日～3月31日

(転入・編入は4月3日まで)

※入学案内を希望する場合は、

一四〇円切手を同封してお申

し込みください。

【お問い合わせ先】

〒010-0001

秋田市中通6丁目6番36号

秋田県立秋田東高等学校

通信制課程

☎018(834)0473

fax 018(834)0473

### 題名のない展覧会

この春、親子で楽しめる「題名のない展覧会」が行われることになりました。

◇絵を見ながら楽しい言葉遊び。

◇自分なりのイメージで、自由に題名をつけてください。

◇あなたの考えた1票の題名から、新しい絵のみかたが生まれます。

【お問い合わせ先】

秋田県立近代美術館

☎0182(33)8855

### 森林インストラクター 資格試験

【受験資格】 20歳以上の者

【試験公募】 6月1日～7月25日

◇一次試験 9月19日(日)

◇二次試験 11月20日、21日

【会 場】

日本教育会館(東京都)

※その他、大阪・福岡・高知に

て開催。

【試験範囲】

森林・林業・森林内の野外活

動・安全及び教育

【受験料】 一五、〇〇〇円

(交通費等は受験者各自負担)

【お問い合わせ先】

財団法人森林レクリエーション協会

森林インストラクター事務局

☎03(3585)4217

fax 03(3585)4218

### 災害時における 被害森林の緊急伐採について

非常災害時の安全確保のため被災森林等を緊急伐採することができ

ます。

伐採者は森林所有者の了解を得るとともに、伐採後三十日以内

に最寄りの農林事務所へ届け

出をおこなってください。

【お問い合わせ先】

山本農林事務所

林務課治山担当まで

☎0185(52)2181



# FEBRUARY 2月の行事予定 如 月

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へお問い合わせ下さい。

|         |                                              |                     |                                                                                   |
|---------|----------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 月 友引  |                                              | 17 水 友引             | 米田小学校新入生一日入学 (14:00～)<br>デイサービス (湯の沢)                                             |
| 2 火 先負  | デイサービス (湯の沢)                                 | 18 木 先負             | デイサービス (湯の沢)                                                                      |
| 3 水 仏滅  | 幼稚園、大沢・米田保育園豆まき<br>デイサービス (湯の沢)              | 19 金 仏滅             | DPT3種混合予防接種<br>(13:30 総合開発センター)<br>幼稚園保育参観日<br>心配ごと相談日 (9:00 偕楽荘)<br>デイサービス (湯の沢) |
| 4 木 大安  | デイサービス (湯の沢)                                 | 20 土 大安             |                                                                                   |
| 5 金 赤口  | 幼稚園、大沢保育園一日入園<br>デイサービス (湯の沢)                | 21 日 赤口             | 家庭の日                                                                              |
| 6 土 先勝  |                                              | 22 月 先勝             |                                                                                   |
| 7 日 友引  | 第5回白神杯中学校女子<br>ソフトテニスインドア大会<br>大沢保育園雪遊び      | 23 火 友引             | デイサービス (湯の沢)<br>坊中小学校新入生一日入学 (13:30～)                                             |
| 8 月 先負  |                                              | 24 水 先負             | 藤里小学校新入生入学説明会 (13:00～)<br>デイサービス (湯の沢)                                            |
| 9 火 仏滅  | デイサービス (湯の沢)                                 | 25 木 仏滅             | デイサービス (湯の沢)                                                                      |
| 10 水 大安 | 米田保育園一日入園<br>デイサービス (湯の沢)                    | 26 金 大安             | 交通安全町民大会<br>(13:30 総合開発センター)<br>中学校新入生学校説明会<br>デイサービス (湯の沢)                       |
| 11 木 赤口 | 建国記念の日<br>第11回アシックスカップ<br>藤里ジュニアスキー大会 (9:00) | 27 土 赤口             | 幼稚園、小・中学校休業日                                                                      |
| 12 金 先勝 | 米田保育園参観日<br>坊中小学校校内スキー大会<br>デイサービス (湯の沢)     | 28 日 先勝             | 第8回白神山地<br>オールドパワースキー大会 (10:00)                                                   |
| 13 土 友引 | 幼稚園、小・中学校休業日                                 | 確定申告・町県民税<br>申告相談受付 |                                                                                   |
| 14 日 先負 |                                              |                     |                                                                                   |
| 15 月 仏滅 |                                              |                     |                                                                                   |
| 16 火 先勝 | アンパンマン教室 (9:00 総合開発センター)<br>デイサービス (湯の沢)     |                     |                                                                                   |



スキー場のキャラクター  
クマゲラの  
クッキーです。

## 2月1日～10日は 出稼労働者福祉推進月間です。

- 1 出稼ぎをする方は、ハローワークを通じ、必ず出稼ぎ労働者手帳を所持するようにしましょう。
- 2 出稼ぎをする方は、必ず「財秋田県出かせぎ互助会」に加入しましょう。
- 3 出稼ぎされた方とその家族の皆さんは、連絡を頻繁にとり、出稼ぎ先の状況や、家族の状況を十分に把握するようにしましょう。

<問い合わせ先>

秋田県職業安定課 (018-860-2336) または 最寄りのハローワークまで